

木造住宅の耐震性を診断 耐震改修費用を補助します

建築住宅課 ☎(88)9151

対象となる建物

次の要件をすべて満たす市内の木造住宅が、対象となります。

- ▼所有者が自ら居住する住宅
- ▼昭和56年5月31日以前に着工した一戸建て住宅(昭和56年6月1日以降に増築していないときは対象になりません)
- ▼在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁(ツーバイフォー)工法による木造3階建て以下の住宅

「木造住宅耐震診断者」を派遣します

対象となる建物のうち、過去に市の事業で耐震診断を受けていない住宅に、耐震診断者を派遣します。

対象者 対象住宅を所有し、市税などの滞納がない人

費用負担 1診断8000円

募集期間 申込状況が予算の上限になり次第、受け付けを終了します。

申込方法 次の書類を建築住宅課に提出してください。

- 木造住宅耐震診断者派遣申込書
- 建築平面図(建築当

時の平面図がある場合) ●着工時期が確認できる建築確認通知書、課税資産(家屋)明細書または登記事項証明書

診断方法 住宅内部の目視などの現地調査により、耐震診断を行います。

診断結果 第三者機関で審査し、後日通知します。

耐震改修費の一部を補助します

対象となる建物のうち、耐震診断をした結果、耐震基準を満たしていない住宅で、本年度内に耐震改修工事が完了するときは、費用の一部を補助します。

対象者 対象住宅を所有し、市税などの滞納がない人(共有のときは、代表者1人)

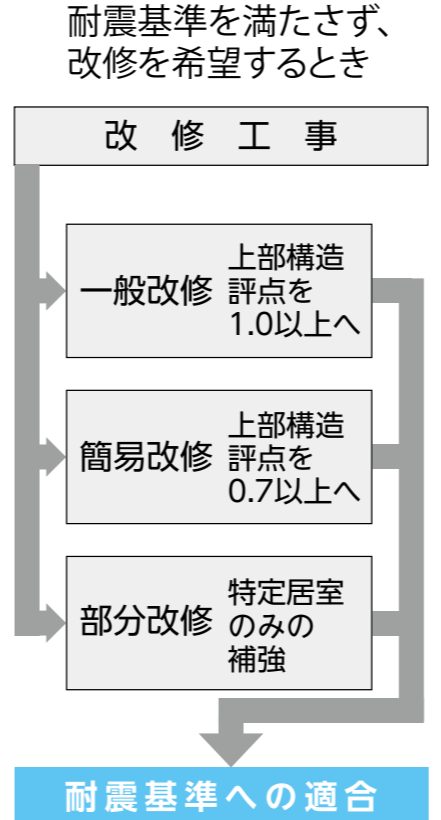
補助の対象

- ▼一般耐震改修工事 上部構造評点が1・0未満の住宅を1・0以上に補強または改修する工事
- ▼簡易耐震改修工事 上部構造評点が0・7未満の住宅を0・7以上に補強または改修する工事
- ▼部分耐震改修工事 滞在時間が長い1階の居室を補強する工事で、県が定める技術基準に適合する工事

補助金の額(括弧内は限度額)

- ▼一般耐震改修工事 工事費の2分の1(100万円)
- ▼簡易耐震改修工事 工事費の2分の1(60万円)

耐震改修



耐震基準を満たさず、改修を希望するとき

平成29年10月1日は 就業構造 基本調査

統計調査にご協力ください

企画財政課 ☎(88)9113

総務省は、日本の就業・不就業の実態を明らかにするため、「就業構造基本調査」を実施します。この調査は、統計法に基づき、5年ごとに行われる重要な調査です。

統計調査員が伺います

9月から、統計調査員が調査地域に伺います。市民の皆さんには、ご理解とご協力をお願いいたします。

調査の回答は、パソコンやスマートフォンからでもできます。

調査日 10月1日現在

調査対象 市内で指定された調査地域に居住している世帯の15歳以上の人

- 調査地域 ● 芦田塚 ● 加治町 ● 桜岡 ● 上人坦 ● 千日堂 ● 並木町 ● 八幡町 ● 前川 ● 妙見 ● 南町 ● 六郎兵衛 ● 和田 ● 西の

かたり調査にご注意ください!

統計調査員は、県知事印と顔写真入りの「調査員証」を必ず携帯しています。金品を要求することや、銀行口座などをお聞きすることは絶対にありません。不審に思ったときは、お知らせください。

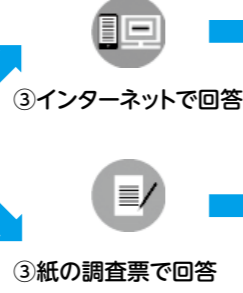
☎企画財政課 ☎(88)9113

調査の流れ

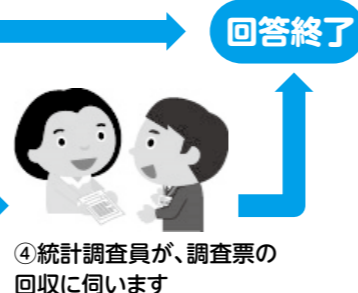
①統計調査員が、各世帯を訪問、氏名・住所などを伺い、名簿を作成します



②名簿から無作為に選ばれた世帯に調査票を配布します



③インターネットで回答
③紙の調査票で回答



④統計調査員が、調査票の回収に伺います

申請を忘れずに 国民年金の 独自給付

郡山年金事務所 ☎024(932)3434

第1号被保険者が亡くなったときに支給される遺族基礎年金は、子のある配偶者か子しか受給できません。

そこで次の独自給付制度があります。要件に該当する人は、申請してください。

寡婦年金 老齢基礎年金を受けられるはずの夫が受給前に亡くなったとき、その妻が60歳から65歳になるまでの5年間、夫が受けられたであろう第1号被保険者にかかる老齢基礎年金の4分の3の額が支給されます。

▼受給要件(次の要件を全て満たす人) ● 夫の第1号被保険者としての保険料納付済期間と保険料免除期間が合わせて10年以上ある。 ● 夫によって生計を維持している妻で婚姻関係(事実上の婚姻関係を含む)が10年以上継続している。

● 夫が障害基礎年金や老齢基礎年金を受けたことがない。

国民年金保険料の納め忘れにご注意を

保険料を納めていないと、高齢になったときや、けが・病気で障がいが残ったときなどに、年金を受給できないことがあります。

保険料の納め方 保険料は、「国民年金保険料納付書」で金融機関の窓口やコンビニエンスストアで納められるほか、納め忘れを防ぐために安心して便利な「口座振替」や「クレジットカード支払い」でも納められます。

また、保険料が割引になる「前納制度」もあります。